

浄化槽使用の手引き

※浄化槽を使う場合は
浄化槽法で次のことが義務付けられています。

1. 定期的な保守点検(浄化槽法第10条第1項)

浄化槽の正常な働きを保つために、数ヶ月ごとにブロワなどの運転状況、汚泥のたまり具合、配管・ろ材の目詰まりなどのチェック、消毒剤の補充などを行います。いわば日常の健康管理に相当します。点検は保守点検業者に委託して行います。

2. 年1回以上の清掃(浄化槽法第10条第1項)

浄化槽内に溜まった汚泥などを引き抜き、引き抜き後の槽内の洗浄・清掃を行います。浄化槽清掃業者に委託して行います。

3. 法定検査(浄化槽法第7条、第11条第1項)

法定検査は、使用開始後3～8か月の間に1回だけ行う「7条検査」と、毎年1回行う「11条検査」があります。

○7条検査とは

浄化槽が適正に設置され、きちんと機能を発揮できているかどうかを確認します。使用開始報告書の提出により、指定検査機関より受検案内が届きます。

○11条検査とは

保守点検や清掃などの維持管理が適切に行われ、放流水の水質が、川、海などの水質保全上支障がないものであるかを確認するための検査です。

21人槽以上の浄化槽については、指定検査機関が行います。

20人槽以下の浄化槽については、採水と現地検査を保守点検業者が行い、水質検査を指定検査機関が行います。

○指定検査機関一覧

検査機関名	管轄区域
一般財団法人 下越総合健康開発センター 新潟市本町4-16-83 ☎ 0254-23-8352	北区(旧豊栄地区)
一般財団法人 新潟県環境分析センター 新潟市江南区祖父興野53-1 ☎ 025-284-6500	北区(旧豊栄地区を除く)、東区、中央区、江南区、秋葉区、南区(旧白根地区)、西区(旧黒埼地区・四ツ郷屋地区を除く)
一般財団法人 新潟県環境衛生研究所 燕市吉田東栄町8-13 ☎ 0256-93-1010	西区(旧黒埼地区・四ツ郷屋地区)、南区(旧味方地区・旧月潟地区)、西蒲区